

九州大学稲盛財団記念館使用料金規程

平成21年度九大規程第39号
 制定：平成21年10月1日
 最終改正：平成26年3月26日
 (平成25年度九大規程第99号)

第1条 九州大学稲盛財団記念館規則（平成21年度九大規則第22号）第10条に基づく稲盛財団記念館（以下「記念館」という。）の施設の使用料については、この規程の定めるところによる。

第2条 記念館の施設の使用料は、別表第1に定める施設使用料の額とする。

2 前項において、冷暖房を使用するときは、別表第2に定める額を加算する。

第3条 使用料は、所定の期日までに、経費の振替、九州大学が指定する口座への振込又は現金により支払わなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰すことができない事由により施設を使用できない場合にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成21年10月1日より施行する。

附 則（平成25年度九大規程第99号）

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

区 分		1時間当たりの単価 (1時間未満は1時間に切り上げる)
稲盛ホール (大ホール)	施設使用料 (光熱水料を含む)	7,270円
稲盛ホール (A, B, C会議室)	施設使用料 (光熱水料を含む)	2,430円
センター会議室	施設使用料 (光熱水料を含む)	1,440円

別表第2（第2条第2項関係）

区 分	1時間当たりの単価 (1時間未満は1時間に切り上げる)
稲盛ホール (大ホール)	1,010円
稲盛ホール (A, B, C会議室)	340円
センター会議室	90円